

介護保険第1号被保険者の皆様へ

令和3年度版

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は保険料が減免となります。

【保険料減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者 ⇒ 保険料を全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる第一号被保険者 ⇒ 保険料の全部又は一部を減額

(※)保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

(1) 事業収入や給与収入など、種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

(2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

保険料の減免額は、減免対象保険料額 (A × B/C)

に減免割合 (D) をかけた金額です。

減免対象の保険料額 (A × B/C)

A: 第1号被保険者の保険料額

B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

C: 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

前年の合計所得金額に応じた減免割合 (D)

210万円以下の場合：全部(10分の10)

210万円を超える場合：10分の8

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

減免対象期間中に納期限が経過した保険料も減免の対象となります。この場合、既に納付した保険料について、納付前に減免の申請ができなかったやむを得ない理由があるときは遡って減免の対象となります。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、まずはお問い合わせ下さい。